

## 近世入浴文化史考

—徳山毛利家文庫「御蔵本日記」から読む—

はじめに

吉積 久年

筆者は、当館架蔵の徳山藩藩政史料、徳山毛利家文庫にある「御蔵本日記」元禄元年（一六八八）から明治元年（一八六八）まで一一六六冊（ただし、徳山藩は正徳・享保期に改易のため、この時期の日記は存在しない）に目を通した成果を、その無類の豊富な内容故、世相、庶民の動向など広く社会状況を窺う視点に立って、駄文ながら公表し続けているものである<sup>①</sup>。

その中で前に、「近世湯治小考—徳山毛利家文庫「御蔵本日記」を読む—」との小文を著したが<sup>②</sup>、その主眼は近世中・後期における遠隔地への湯治（今日でも著名な温泉場への入湯）の実況を見ることにあり、中下級の徳山藩士や村庄屋・町年寄などの地方・町方役人、そして寺社関係者に限られるものの<sup>③</sup>、結構湯治に励み、よく動いている状況があったことを確かめられたと思っている。かつ、湯治先が遠隔地（最たる例が現神戸市の有馬温泉、最も遠方が現群馬県の草津）から近場（山口湯田温泉など）に変わり、かつ広がる傾向が読み取れる<sup>④</sup>とともに、湯治そのものが十八世紀とは違って十九世紀に入る頃から沈静化したのではないかという大まかな傾向を感じとったのである。（表1参

照)

十八世紀の半ば、寛延年間には安芸の水内温泉(現広島市の湯の山温泉)行き騒ぎ、また宝暦年間には徳山(現周南市)海浜の温水湧出と山間部、須万村丹後兼(現周南市)の冷泉湧出騒ぎが相次いで発生していることが想起され、近場に湯治の対象となるものが見出されると、簡単に発火シュームと呼べる状況に発展することが、この時期醸成されていたと言い得るのではないか。享保の大飢饉後の苦難の時代ではあったが。

当時、湯治は明確に病いを治すという目的を持って許されたものであった。よって、湯治をするための申請書にはその理を明らかにすることは勿論、医者勧めがあることを付記する場合もあった。

この時代、湯浴みの習慣化はまだだった。それが定着するには、風呂屋<sup>⑤</sup>湯屋という施設が調う必要があった。一書に寄れば、文化年間(一八〇四〜一七)、江戸には銭湯が六〇〇軒ほどあったという。

以上のことを念頭に置いて、近世中・後期の入浴文化の様相を考えてみることにする。依拠する史料は、断らない限り徳山毛利家文庫「御蔵本日記」一一六六冊である。

### 愛用された石風呂

まず、温泉同様湯治の役割を果たした伝統的なものに蒸気浴の石風呂があり、根強く愛用され、大いに盛行した時期もあつたようすが窺える。

山口県地方における石風呂は、遠く奈良の東大寺再興のために佐波川上流に杣入りした俊乗房重源(一一二一—一

表1 湯治先別認可件数と件数割合

湯治先 期間	有馬	城崎	道後	豊後浜脇	その他	山口湯田	川棚	俵山	深川 (湯本)	計 (A)	日記残存月 数 (B)	A/B
元禄~正徳 (1688~1714)	37 (0.33)	0	12 (0.11)	0	豊後中津1 上方1	10 (0.09)	0	1	0	62	111	0.56
享保~元文 (1719~1740)	55 (0.22)	0	44 (0.18)	0		25 (0.1)	3 (0.01)	5 (0.02)	2 (0.01)	134	249	0.54
寛保~宝暦 (1741~1763)	57 (0.23)	4 (0.02)	35 (0.14)	3 (0.01)	草津1 水内33 豊後船井1	50 (0.2)	13 (0.05)	5 (0.02)	4 (0.02)	206	251	0.82
明和~天明 (1764~1788)	20 (0.08)	2 (0.01)	18 (0.08)	16 (0.07)		58 (0.24)	18 (0.08)	8 (0.03)	1 (0.00)	141	237	0.59
寛政~文化 (1789~1817)	22 (0.07)	1 (豊岡) (0.01)	16 (0.07)	30 (別府) (0.1)	武雄1	85 (0.26)	11 (0.03)	9 (0.03)	8 (0.02)	186	328	0.57
文政~天保 (1818~1843)	0	0	0	10 (0.03)		10 (0.03)	1 (0.00)	0	0	21	317	0.07
弘化~文久 (1844~1863)	0	0	0	9 (0.04)		4 (0.02)	2 (0.01)	0	0	15	256	0.06
計	191 (0.11)	8 (0.00)	125 (0.07)	70 (0.04)	38 (0.02)	242 (0.14)	48 (0.03)	28 (0.02)	15 (0.01)	765 (100%)	1,749	0.44
<比率>	(25%)	(1%)	(16%)	(9%)	(5%)	(32%)	(6%)	(4%)	(2%)			

注1) 1715~1718年(正徳5年~享保3年)の欠は、徳山藩の改易による

注2) ( ) の件数割合は、件数を日記残存月数で割ったもの

二〇六)の時代にまで遡り、重源ゆかりの石風呂は今日まで連続として存在している。山口市岸見の石風呂(重要有形民俗文化財)などが、その代表例であり、諸所に古い石風呂が遺存し、また現役のものもある<sup>2)</sup>。

石風呂に係る記事を拾い集めたのが表2である。

安永年間(十八世紀後半)頃から記事がいろいろ見受けられるようになり、天明・寛政期(十八世紀末)にピークを形成している。石風呂の湯治先は広く徳山藩領内外にわたっていることがわかり、元文期、宝暦期(十八世紀半ば)には領内生野屋村(現下松市)の石風呂が利用されたものの、その前後は柳井や大島、そして巖島(宮島)のような領外の石風呂行きが目立つ。

そして、天明三年(一七八三)には領内福川(現周南市)の真福寺(曹洞宗)に石風呂が築造され、人気を集めたようである。築造後の利用申請第一号と覚しき三月十六日の条を見てみよう。

口上覚

福川真福寺為保養石風呂相調候に付、拙僧儀も痛所御座候間、為保養参上仕度奉存候、日数十日之御暇被下置候様奉願候、尤寺役は興元寺江相頼置申候、此段宜御取成可被下候、奉頼候、以上

三月十一日

福田寺

光井十兵衛様

右之通申出相伺候処、申出候通御暇被差免候間、其段御沙汰可被成候通十兵衛へ申達候事

表2 石風呂に関する記事一覧

年号 (西暦) 月日	内 容
元禄15 (1702) 10.21	宮島石風呂并道後入湯、須万村の吉郎右衛門病氣
元文 3 (1738) 4.5	生野屋村石風呂16日、渡部岡右衛門近年足病、4/7～
宝暦 3 (1753) 3.21	生野屋村石風呂14日、粟屋徳兵衛病身→4/17今晚帰る
明和 6 (1769) 3.23	大島郡石風呂へ20日、興元寺近年痛所
安永 4 (1775) 2.25	八 (屋)代島 (=大島) 石風呂湯治先方 2 廻り、遠藤自的癩氣 ・同孫左衛門倅近助痛所
	4.8 大島郡石風呂へ明日出立、粟屋徳兵衛
	5.15 大島郡石風呂往来30日、棟居三右衛門妻痛所
安永 7 (1778) 3.9	柳井石風呂先方 1 廻り、粟屋勇痛所
天明元 (1781) 2.20	柳井石風呂往来25日、吉原吉右衛門痛所
	9.朔 柳井石風呂へ出立、村上庄左衛門
天明 3 (1783) 3.16	福川真福寺石風呂調につき保養参り10日、福田寺→3/23再願、 4/朔まで
	3.18 同10日、渡辺林可痛所→4/朔昨晚帰る
	3.18 福川真福寺石風呂往来10日、坂本左内癩氣痛所 同15日、奥田代右衛門癩氣痛所
	3.29 福川石風呂より今日帰る、玉井嘉兵衛
	4.朔 福川石風呂より今日帰る、引頭七右衛門
	9.28 石風呂より帰る、宇野忠兵衛
天明 4 (1784) 3.10	福川真福寺石風呂往来 9 日、粟屋勇
	3.15 福川真福寺石風呂10日暇、福田寺痛所
	3.20 真福寺石風呂往来 9 日、長沼立孝・青木俊蔵痛所
天明 5 (1785) 4.朔	大島郡石風呂へ、東豊井村庄屋下瀬惣兵衛痛所
天明 7 (1787) 2.12	巖島石風呂先方 5 廻り、熊谷惣左衛門脚氣
	2.23 巖島石風呂先方 5 廻り、有福合 八代島石風呂へ先方 1 廻り、遠藤自的
天明 8 (1788) 4.15	柳井石風呂へ往来20日、牧栄四郎脚氣
	10.4 久米村慈福寺石風呂へ 2 廻り、林丹治痛所 同2廻り、遠藤自的脚氣
寛政 2 (1790) 5.20	津木石風呂へ10日、松原舎妻痛所
	10.4 久米村石風呂へ2廻り、松原舎妻痛所
寛政 3 (1791) 正.24	宍戸隼太脚氣「於宅石風呂相調療養」
	3.24 久米村慈福寺石風呂へ10日暇、山田仁右衛門足病→3/25明日 出立→4/5帰 同、小野伊左衛門・渡辺儀右衛門癩氣→3/26出立→4/5帰 同、杉原源吾父武左衛門痔疾→3/26出立→4/5帰

寛政8.10

足神與膝平治入不同廻行不不

近世入浴文化史考(吉積)

三六

	4.4	久米村慈福寺石風呂、村上庄左衛門痛所
	5.23	同先方3廻り往来23日、佐藤右兵衛痛所
	8.25	同先方3廻り、本城貫治足痛
	9.25	同往来10日、箱島甚吉脚膝痛
		同往来10日、光井五郎左衛門足痛
寛政4 (1792)	正.20	柳井村石風呂入治先方3廻り、熊谷四郎左衛門痛所
	閏2.6	巖島石風呂閏2/8~4/15暇(巖島参りも兼ね)、佐伯和泉守倅鹿之助
	9.15	柳井石風呂先方2廻り、増野与三右衛門痛所
	11.朔	柳井村石風呂先方3廻り、松岡佐五郎痛所
寛政6 (1794)	4.朔	巖島石風呂へ先方5廻り并広島家中立ち寄り往来50日、飯田弁之助瘰氣
寛政7 (1795)	3.朔	柳井村石風呂へ先方5廻り、藤村小七郎父藤藏痛所
	4.28	同往来16日、棟居又□□足痛
		同往来15日、境川弥三郎足痛
		同往来30日、棟居三右衛門倅亦三郎痛所
	11.10	同并縁類立ち寄り160日暇、大多和如助父腰痛
	11.24	□□山島辺りへ石風呂調保養、上村の清左衛門痛所
寛政8 (1796)	4.20	巖島石風呂入、上村庄屋戸倉吉左衛門足痛
	10.15	同往来30日、宍戸彦左衛門脚氣
寛政9 (1797)	5.20	柳井石風呂へ先方35日暇、近藤方作病氣、倅同伴
	6.5	巖島石風呂へ往来30日、熊谷四郎右衛門瘰氣脚氣
寛政10 (1798)	2.20	柳井石風呂先方14日、野村茂右衛門痛所
	3.晦	柳井村石風呂へ先方2廻り、石川弥右衛門倅平次痛所
	5.20	柳井石風呂へ50日暇、来卷村庄屋木村宇右衛門痛所
	9.20	巖島石風呂并広島用事往来25日、中村平太夫腰痛
寛政11 (1799)	10.29	八代島石風呂入治、本正寺
寛政12 (1800)	4.25	大島郡石風呂より帰る、桜井比面
	閏4.23	本正寺、石風呂拵え入治
	10.8	本正寺石風呂入、桜井比面
享和元 (1801)	4.10	柳井村石風呂往来14日、塩川弥三郎痛所
享和2 (1802)	3.10	同往来14日、松田道助痛所、熊毛郡壱積の一城玄寿へ相談の上
文化7 (1810)	4.19	同30日暇、八正寺痛所→序に道後入湯20日暇
文政2 (1819)	4.15	同先方3廻り、川崎ノ猪平太倅宇八
文政3 (1820)	正.8	同へ今朝出立、石川右平次
文政6 (1823)	5.25	徳山町梅田屋惣兵衛、権現敷東脇へ石風呂取建
	8.7	徳山へ入作梅田屋惣兵衛抱島へ石風呂認可につき温石下村より取り越しについて承認

“ 9.27

徳山村代官津守、痛所、白崎本所風呂行

領内徳山村（現周南市）の曹洞宗福田寺住職が、福川村の真福寺に保養を名目として築造された石風呂に「痛所」があることを理として、寺務を同村の興元寺（曹洞宗）に託して一〇日間の保養に参上したいという申請に対して、それを認めたことがしたためられている。なお、真福寺と福田寺の隔たりは二里に満たない。光井十兵衛は寺社町奉行。

これにより、真福寺の石風呂がこの直前に築造されたいことがわかる。以後、真福寺石風呂への保養に関わる記事が翌年三月まで一年余り集中的に見出され、持てはやされたことが想像できる。また、福田寺住職は、三月二十三日には四月朔日迄の延長願いを提出してもいる。さらに、一年後にも一〇日間の保養の機会を得ている。

石風呂湯治認可の理は、「瘡氣」「脚氣」の各数例と「痔疾」一例にとどまり、ほとんどが「痛所」ですまされている。そして、藩士の例が最も多く、寺院関係者は目立つが、神社関係者がほとんど見えず、また、女性の姿もあまり見えないという点が目についたことを指摘しておきたい。

また、当地方の石風呂ブームともいえる風情は、離れた山口の地まで届いていたことが次の記述で確かめられる。すなわち、現山口市の多賀神社宮司の日記「有武日記」（多賀社文庫、当館架蔵）文政六年（一八二三）十月の次の記事である。<sup>8)</sup>

一徳山権現之社内江石風呂出来、福者三人催相にして相調候、ひと頃は諸人群集仕候へ共、此節にては評判も無之程に成申候由、能く盛り候へは、彼近辺へ宿屋なども出来申内積り有之と噂申候

この徳山の山陽道沿い本宮権現社境内に設置された石風呂は、一時的ブームに終わったようだが、近くに宿泊所を設ける計画まであったことがわかる。この石風呂に関する記述が、表2の最末に見える徳山町権現藪東脇に築造した梅田屋惣兵衛の話に重なって面白い。石風呂の石材に富田下村(現周南市)の温石(9)が使われたことも示されている。なお、ここ本宮権現の海浜では、既述のように宝暦五年(一七五五)に温水が湧出している。

石風呂湯治も、温泉同様、少なくとも一廻り(七日間)以上一〇日間ぐらいの滞在が認められていることから、石風呂の周辺には上述のように宿泊施設が自然付設されたと考えられ、賑わいを創出させただろうと見られる。

このようにさまざまな場所で石風呂が設けられたようだが、寛政三年(一七九一)の宍戸隼太のように自宅内に設置した場合も見られる。宍戸隼太は、当時、寺社町奉行の職にあった。「譜録」(徳山毛利家文庫)によれば、享和三年(一八〇三)没、享年四三である。徳山の本正寺(法華宗)住職も、寛政十一年十月に八代島(周防大島)の石風呂に赴いた後、翌年閏四月には自ら石風呂を備えて自身もこの石風呂湯治の承認を得ており、また他者を迎え入れてもいる。本正寺は、徳山の田町に所在した。

天明八年(一七八八)から寛政三年(一七九一)まで集中的に見える久米村(現下松市)の慈福寺は、領外ながら生野屋よりは近く徳山とは一里も満たない。それにしても、石風呂は短命であったようである。

### 風呂屋の登場

そして、入浴、つまり湯浴みが日常化していく契機は、風呂屋稼業の始まりだった。

天保12. 06/4 (改定) 御願人自治 = 居風呂 15年. 06/25迄に徳山町町奉行所へ呈上. 町奉行所  
 批准あり

表3 風呂屋に関する記事一覧

年号(西暦) 月日	内 容
安永2 (1773) 閏3.28	新町作左衛門、近年内証不勝手のため風呂屋商売《免》
寛政6 (1794) 4.15	新町久野屋源右衛門、風呂屋商売《免》
5.25	吉屋丁文七、風呂屋商売《免》
閏11.29	当町江川屋甚六、居風呂→本風呂《免》
12.17	胡屋甚右衛門、水風呂建商売《免》
寛政8 (1796) 2.晦	油屋丁源蔵、渡世のため戸棚風呂《免》
寛政9 (1797) 9.朔	東浜崎丁作右衛門、居風呂《免》
享和3 (1803) 9.23	糺町伊予屋甚五郎・藤七、磯部屋茂兵衛、居風呂焚相応の木伐受《免》
文化元 (1804) 10.10	田町吉兵衛、渡世のため居風呂商売《免》
11.14	江田丁長三郎、渡世のため江口開作就労者引当居風呂《免》
	江田丁藤吉、渡世方困難につき江口開作築立就労他所人引当居風呂《免》
文化4 (1807) 10.18	田町勝五郎、近年差聞えにつき水風呂渡世《免》
文化11 (1814) 6.5	東浜崎丁吉蔵、渡世のため居風呂炊き《免》
天保6 (1835) 12.朔	徳山江田丁梅田屋弥助、同丁羽鳥屋庄五郎へ風呂職預け
正.17	田町風呂屋新八、9ッ頃出火、屋根口少々焼出

注)《免》は申請内容が承認されたことを略号化したもの

文化5、12.8  
 天保7、6.5

新町作左衛門の酒蔵の役地分は因縁家物扱  
 奥平町町奉行所より町奉行所指図、地所御願人  
 明治迄は徳山町奉行所へ呈上

普段は水浴で汗と垢を落としながら、折々病いを理として石風呂や温泉場を利用するという、いわゆる湯治というものから、一八〇〇年前後あたりになると身近に居風呂などを用意した風呂屋が登場して、次第に湯浴みが日常化することになったようである。<sup>19)</sup>

一松野与右衛門申出候  
 御願申上候

一私儀、近年内証不勝手に罷成、渡世難相成候付、為商売風呂屋仕度奉存候、何卒以御慈悲御免被仰付被遣候は、難有奉存候、此段宜様御取成奉願上候処、如件

已閏三月十三日

新町 作左衛門

右相伺候処、願之通可被指免候間、此段御沙汰可有之通、松野与右衛門へ申達候事

これは、徳山新町の作左衛門から去る閏三月十三日に出された「風呂屋商売」の許可申請に対し、それを認めた記事。松野与右衛門は寺社町奉行。

そして、表3にまとめたとおり、寛政六年に風呂屋に関する記述が他に三件も見出される。風呂屋商売始めに関する記述二件、居風呂から本風呂への転換に関する記述一件。これは風呂屋稼業が盛行していることを窺わせる記述であろう。閏十一月二十九日の記事も次に掲上する。

一当町江川屋甚六、居風呂を本風呂に仕度御免願、去ル二十六日出、御免

さらに、享和三年(一八〇三)九月二十三日の記事は、風呂焚きに必要な材木の調達に関するものであり、一時に三業者も集中していることから風呂屋稼業の発展を垣間見せる記事といひ得る。左にその記事を掲げておく。

一今日御沙汰左之通

(中略)

一糶町いよ屋甚五郎、居風呂焚相應之木伐受申度願八月十七日出、御免

一糶町藤七、居風呂同断願八月九日出、御免

一 磯部屋茂兵衛、右同断居風呂願八月九日出、御免

なお、表3に現れる風呂屋は、いずれも徳山の町内（計一八町）に限られている。また、田町・糺町・東浜崎丁・油屋丁・江田丁は、山陽道に沿った町（丁）である。風呂屋稼業を始める理には、「渡世方困難につき」、「渡世のため」、「近年差聞えにつき」などとあつて、新しい稼業への積極的挑戦との響きは伝わって来ないが、これが通りのいい理由であつたのかもしれない。生計の手段というのが、この当時の時代の要請であつたといえる。

文化元年（一八〇四）の江口開作（現周南市）にまつわる記事も興味深い。同年に始まつた江口の開作（田八町二反余、畠一〇町三反余、塩田一〇町七反余、江口は富田川の河口左岸で徳山の西端）工事に集まつた就労者を対象にした居風呂の設置である。なお、同年十月晦日の記事に、その就労者の出身と投宿先が明かされており、さまざま点で示唆に富む記事と思われるのでそれを次に掲上しておくが、この記述は、領外者の長逗留にあたつて届け出られたことによるものである。本多勘左衛門はときの寺社町奉行。

一本多勘左衛門より申出左之通り

（中略）

一中ノ関之もの四人

右宿江田丁作右衛門

一上ノ関之者卷人

右宿江田丁長三郎

一 藝州瀬戸田之もの三人

右宿江田丁□九右衛門

一 藝州□□村之もの二人

一同埤村之もの五人

右宿江田丁五兵衛

右此度江口開作築立に附、為稼罷越、何れも宿受状差出候事

萩藩領の中関・上関から計五名、安芸国から計一〇名の就労者が来ていたことがわかる。なお、ここに見える宿屋は、拙稿「領外長逗留者にみる近世社会―徳山毛利家文庫「御蔵本日記」を読む―」<sup>①</sup>で捉えた宿屋と合致するものは見られない。江田丁は、江口の直ぐ隣である。

一 松平美濃守様為御下向□□□花岡御休、福川町御泊候儀御通行に付、左之通

(中略)

一 町奉行所より申出、如左

一 馬三拾五疋

一 居風呂拾本

右地方加勢御代官所江申達

(以下略)

これは、天保六年（一八三五）四月十二日の記事である。九州の大名松平美濃守、すなわち福岡十二代藩主黒田長溥が参勤交代下向の途次、萩藩領の花岡（現下松市）に休んだあと福川に宿泊したときの記述であるが、「居風呂拾本」との記述がある。これは管見では参勤交代関係での初出に当たると見られる。この以後、参勤交代時に、徳山・福川・富海（現防府市）の徳山藩領内の各宿場で「居風呂」調達の記事が常態化し、参勤交代の宿泊に居風呂の利用が一般化したことを示すものと考えられる。なお、いずれも、本来、町方が調達すべきところ地方が代わって行っており、参勤交代の宿場負担が新たに加わったことも示す。

このように、湯浴みの日常における習慣化、湯浴み施設の多様な利用が、十九世紀に入る頃から本格化したと考えられ、一方で、これに伴い遠出の温泉湯治は減退したのではなかったか。

事実、表1に示すように、湯治認可件数の変遷を見ると、寛政期（一七八九〜一八〇〇）ころに大きな山が作られた後、目立って減少していることがわかる。ただし、第一に日記が全て遺っているわけではなく、また日記が記録すべき事項をあまねく記述しているとはいえないこと、さらには日記そのものの変質という問題も念頭においておかねばならないとは思っている。

近世、人々の健康保持あるいは増進のための様々な行動の一端を示す、石風呂と風呂屋について観てきたが、最後に、日記に現れる二人の人物の湯治保養に勤しむ姿を紹介して擲筆することにした。

遠藤自的の場合

遠藤自的は外科医、五〇石取りの家柄で、明和三年(一七六六)四月十二日に家督を相続、寛政二年(一七九〇)隠居、同十一年没、享年六四であることが「譜録」(徳山毛利家文庫)で承知される。<sup>15)</sup>

安永三年(一七七四)七月二十八日の記事に、「瘡氣」を理に豊後浜湯(別府)への湯治先方五廻りの認可を得たのを皮切りとして、翌年二月二十五日、同じ理で屋代島(周防大島)石風呂先方二廻りの許可を得ている。その後、天明元年(一七八二)山口湯田へ往来二〇日(このときは娘を同伴し、三月十九日出立)。同七年正月二十三日、「痛所」を理として再び湯田へ往来二〇日、また二月二十三日には屋代島石風呂へ先方一廻りと連続する。さらに同八年三月十日に脚氣と唱し、萩藩領久米村(現下松市)慈福寺の石風呂へ二廻り。かくして一三年間に、温泉湯治と石風呂行きは各三回の計六回、往来日数は四〇日と一〇廻り、つまり延べ一一〇日に及んだことになる。

興元寺任職の場合

明和五年(一七六八)七月晦日の記事に、出萩の序に痛所がある故、俵山(現長門市)入湯往来三〇日の承認を得たのを始まりとする。翌年は大島郡の石風呂へ二〇日(三月二十三日の記述)、飛んで安永三年(一七七四)病身を理に再び長門俵山温泉へ往来三〇日(記述は八月十一日)、また翌年には同じ理で豊後(別府温泉?)入湯往来四〇

日(同九月三日)と続く。そして、足痛と唱してまた豊後へ五〇日ほど入湯往来の認可を得たのが天明元年(一七八一)七月二十四日のこと。この件については、九月四日の記事に昨晚帰寺の届けがあったと記される。六年後の同七年には同じ理でまたまた俵山温泉へ往来三〇日。このときは隠居身分になっていた(三月九日の記述)。翌八年九月十一日の条に、病身として山口入湯往来三〇日の認可を得たこと、最後は寛政元年(一七八九)二月二十二日の記事に俵山温泉入湯往来五〇日を認められたこと、五月八日の条には昨夜帰寺したと見える。かくて約二〇年間に温泉七度、石風呂一度の湯治回数は計八度、往来日数は総じて二八〇日を数える。なお、既述のとおり天明三年には、福田寺住職の真福寺石風呂湯治承認に伴なって保養中の寺務を請負っている。

当時、湯浴みが次第に身近で日常的なものとなつて行き、それが疲労回復、健康の保持、保養に大いに役立ち得たのではなかつたか。これに伴い温泉湯治はやや弱まつて行つたのではなかつたか。

大変大雑把な推論ではあるが、これがひいては寿命増進、さらには人口増加の一因ともなり得たのではなかつたかとも想像している。徳山藩の藩士を含む総人口統計は、元禄七年(一六九四)の二万四〇七四人が、寛政七年(一七九五)では四万二八二五人と一・七八倍に膨らんでいる。<sup>14)</sup>

ちなみに、身体の障害を取り除くために隔たりをもとめせず動いていた人々の一例として、当時患者が多かつた眼病があり、筑前須恵村(現福岡県須恵町)の目医師行きの話がある。これについては、拙稿「近世、眼病を巡る人々の動き―徳山藩における筑前目医師田原氏を中心に―」を参照されたい。<sup>15)</sup>

註

- (1) その主立ったものとしては、「徳山遠石の祭市と芝居興行―近世中期、地方小都市の社会―」(『山口県史研究』第三号、平成七年三月)、「小藩における社会統計の試み―周防徳山藩「御蔵本日記」を読む―」(『山口県文書館研究紀要』第三四号、平成十九年三月)がある。

- (2) 『山口県地方史研究』第一〇一号、平成十九年六月。

- (3) 当該「御蔵本日記」で取扱われる当役(家老)の決裁事項の対象者が、原則的にこの階層の人々に限られている。

- (4) ちなみに「往来出津手形控 元禄十五〜正徳五」(徳山毛利家文庫の出津切手)によると、短期間で、しかも対象が徳山藩士に限られることになるが、湯治先としては、有馬と道後の例しか出て来ない。

- (5) この宝暦期の湯湧出に関する騒動めくようすについては、拙稿「宝暦期、徳山湯湧出騒動記」(『山口県地方史研究』第七六号、平成八年十一月)などがあり、丹後兼の冷泉は今なおその痕跡をとどめ利用され続けている。

この海浜の温水に関する話としては、文政六年(一一八二

三)四〜五月の日記に窺われて、長らく愛用されていたらしいことがわかる。四月五日の条に、「谷時之丞、痛所有之塩浜湯気に而蒸し療治として罷越度段先達而申込有之、御当役申達御用間合之節、御役座御差支に不相成候様被成御練合御越可被成との儀、云々」とあり、これ以後、五月の十四、十五、十七、二十、二十五日の各条に「塩浜」行きのため不出勤と記される。谷時之丞は、「譜録」によると、文政十三年の没、享年六二。文政元年から寺社町奉行であった。

- (6) 『ビジュアルワイド 江戸時代館』(平成十四年小学館発行)二九八頁。

- (7) 「岸見の石風呂」のほかにも、国指定史跡に「野谷の石風呂」(山口市)、同じ重要有形民俗文化財として「周防大島の石風呂」があるし、柳井市指定有形民俗文化財として「土穂石の石風呂」、光市指定有形民俗文化財「宗通寺の石風呂」、周防大島町指定有形民俗文化財「土居の石風呂」「地家室の石風呂」などもある。周防地域、つまり本県南部、瀬戸内側に石風呂文化が濃厚であるといえ、「東和町誌

資料編四 石風呂民俗誌 もう一つの入浴文化の系譜(平成十四年一月山口県大島郡東和町発行)という好著もある。

なお、本書には「当初は石風呂が少なく、遠くまで湯治に行ったのが、石風呂の効用が知られるにしたがって各地に造られ、利用者や利用目的の拡大をもたらしした」、「近世初期から後期における石風呂普及の流れは、寺院から官営、さらには民間へと広がった(四五頁)などの記述がある。」  
(8) 『山口市史 史料編 近世1』(平成二十年三月山口市発行)所載、六七四頁下段。

(9) 富田下村の温石については、安永八年(一七七九)七月二十日の当該日記にこういう記述がのこされている。

井上藤右衛門儀、痛所有之、但馬温泉入湯之御願申上、先達而御免被仰付候所、近来快方、其上内谷之温石に而療養仕別而快相成申候、夫故但州罷越候儀相止申度奉存候

内谷とは、富田下村にある小字名である。また、井上藤右衛門は、「譜録」によれば、江戸番手を終えた後で、この年九月には地山方御算用役に就いており、享和二年(一

近世入浴文化史考(吉植)

八〇二)没、享年七一である。

(10) 当該日記にあらわれる「居風呂」の記述で古いものとしては、他に次のものがある。安永二年(一七七三)八月二十三日の条、徳山町の松原屋伊左衛門方の「居風呂釜」が盗難にあったという記事。

また、宝暦八年(一七五八)九月十二日の記事に、「御風呂此後毎月十六日ノ日計仕構候様被仰付」という藩主の風呂利用に関する記述がある。

(11) 『山口県文書館研究紀要』第三五号、平成二十年三月。

(12) 日記の残存率は、改易前の元禄→正徳期で三〇%余り、再興後の享保期以降は八六%になり、全体通じては八二%余りとなる。

(13) 遠藤自的については、当該日記、宝暦七年(一七五七)二月三日の条に、医術学問修業に萩明倫館へ赴くことを引き続き認められたという記事がある。

(14) 拙稿「小藩における社会統計の試み―周防徳山藩「御蔵本日記」を読む―」(註(一)参照のこと)に掲載。十九世紀の人口も判明するが、藩士の人口を含まない数字であ

四七

る。ちなみに、天保五年(一八三四)の藩士を含まない人口は、四万七二一四人である。

(15) 『山口県文書館研究紀要』第三六号、平成二十一年三月。